

都市計画決定権者一覧

都市計画の種類	大阪府決定	泉大津市決定
1 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）	○	
2 地域地区		
①用途地域		○
②特別別用途地区		○
③高層住居誘導地区		○
④高度地区・高度利用地区		○
⑤特定街区		○
⑥都市再生特別地区	○	
⑦防火地域・準防火地域		○
⑧景観地区		○
⑨風致地区	面積 10ha 以上 ※2	○ ○
	その他	
⑩駐車場整備地区		○
⑪臨港地区	国際戦力港湾、国際拠点港湾 重要港湾 その他	○ ○ ○
⑫緑地保全地区		※2 ○
⑬近郊緑地特別保全地区		○
⑭流通業務地区		○
⑮生産緑地地区		○
⑯伝統的建造物群保存地区		○
⑰航空機騒音障害防止地区	○	
⑱航空機騒音障害防止特別地区	○	
3 促進区域		
①市街地再開発促進区域		○
②土地区画整理促進区域		○
③住宅街区整備促進区域		○
④拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○
4 遊休土地転換利用促進地区		○
5 被災市街地復興推進地域		○

都市計画の種類	大阪府決定	泉大津市決定	
⑥ 都市施設			
(1) 交通施設			
① 道路			
一般国道	○		
府道	○		
その他の道路		○	
自動車専用道路	高速自動車国道 阪神高速道路 その他	○ ○ ○	
② 都市高速鉄道		○	
③ 駐車場		○	
④ 自動車ターミナル		○	
⑤ 空港	空港法第4条第1項から4号 拠点空港 空港法第4条第1項5号 拠点空港 空港法第5条第1項 地方管理空港 その他	○ ○ ○	
⑥ その他交通施設		○	
(2) 公共空地			
① 公園	面積 10ha 以上	国設置 府設置	○ ○
	その他		○
② 緑地	面積 10ha 以上	国設置 府設置	○ ○
	その他		○
③ 広場	面積 10ha 以上		○
	その他		○
④ 墓園	面積 10ha 以上		○
	その他		○
⑤ その他の公共空地			○
(3) 供給施設			
① 水道	水道用水供給事業 その他	○ ○	
② 電気・ガス供給施設		○	
③ 地域冷暖房施設		○	

都市計画の種類	大阪府決定	泉大津市決定
(4)処理施設		
①下水道		
公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域	○
その他		○
流域下水道		○
その他		○
②汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場		○
③その他処理施設	産業廃棄物処理施設	○
	その他	○
(5)水路		
①河川	一級河川	○
	二級河川	○
	準用河川	○
②運河		○
(6)教育文化施設		
①学校	大学・高等専門学校	○
	その他	○
②その他の教育文化施設		○
(7)医療施設		○
(8)社会福祉施設		○
(9)市場		○
(10)と畜場		○
(11)火葬場		○
(12)一団地の住宅施設		○
(13)一団地の官公庁施設	○	
(14)流通業務団地	○	
(15)電気通信事業用施設		○
(16)防風・防火・防水・防雪及び防砂施設		○
(17)防潮施設		○

都市計画の種類	大阪府決定	泉大津市決定
7 市街地開発事業		
①土地区画整理事業	国、府が施工する面積 50ha 超 その他	○ ○
②新住宅市街地開発事業		○
③工業団地造成事業		○
④市街地再開発事業	国、府が施工する面積 3ha 超 その他	○ ○
⑤新都市基盤整備事業		○
⑥住宅街区整備事業	国、府が施工する面積 20ha 超 その他	○ ○
⑦防災街区整備事業	国、府が施工する面積 3ha 超 その他	○ ○
8 市街地開発事業等の予定区域		
①新住宅市街地開発事業の予定区域		○
②工業団地造成事業の予定区域		○
③新都市基盤整備事業の予定区域		○
④面積 20ha 以上の一団地の住宅施設の予定区域		○
⑤一団地の官公庁施設の予定区域		○
⑥流通業務団地の予定区域		○
9 地区計画等		
①地区計画		○
②防災街区整備地区計画		○
③歴史的風致維持向上地区計画		○
④沿道地区計画		○
⑤集落地区計画		○

※ 1 指定都市決定の特例は、当該都市の区域内に限るものであります。（都市計画法第 87 条の 2）

※ 2 二以上の市町村の区域にわたるもの

※ 3 市が決定（変更）する場合は、大阪府に協議しなければならない。（都市計画法第 19 条）